チ　帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1)　五、二一〇MHz及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用する場合

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数（f）	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、二一〇MHz	五、〇二〇MHz以上 五、一三四・八MHz以下	七五・二MHz以上 一九〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
	五、一三四・八MHzを超え 五、一五〇MHz以下	六〇MHz以上 七五・二MHz未満	一二・五マイクロワット以下
	五、二五〇MHz以上 五、二五一MHz未満	四〇MHz以上 四一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-40)+\log(1/8)}$ ミリワット
	五、二五一MHz以上 五、二八五・二MHz未満	四一MHz以上 七五・二MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(8/39)(f-40)-1+\log(1/8)}$ ミリワット
	五、二八五・二MHz以上 五、三七〇MHz未満	七五・二MHz以上 一六〇MHz未満	二・五マイクロワット以下
五、五三〇MHz	五、三七〇MHz以上 五、四五四・八MHz以下	七五・二MHz以上 一六〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
	五、四五四・八MHzを超え 五、四七〇MHz以下	六〇MHz以上 七五・二MHz未満	一五マイクロワット以下
五、六一〇MHz	五、七二五MHz以上 五、八〇〇MHz以下	一一五MHz以上 一九〇MHz以下	一五マイクロワット以下

注　fの単位は、MHzとする。

(2)　五、二九〇MHz及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用する場合

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数（f）	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、二九〇MHz	五、〇二〇MHz以上 五、二一四・八MHz以下	七五・二MHz以上 二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
	五、二一四・八MHzを超え 五、二四九MHz以下	四一MHz以上 七五・二MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(8/39)(f-40)-1+\log(1/8)}$ ミリワット
	五、二四九MHzを超え 五、二五〇MHz以下	四〇MHz以上 四一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-40)+\log(1/8)}$ ミリワット
	五、三五〇MHz以上 五、三六五・二MHz未満	六〇MHz以上 七五・二MHz未満	一五マイクロワット以下
	五、三六五・二MHz以上 五、四一〇MHz未満	七五・二MHz以上 一二〇MHz未満	二・五マイクロワット以下
五、五三〇MHz	五、四一〇MHz以上 五、四五四・八MHz以下	七五・二MHz以上 一二〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
	五、四五四・八MHzを超え 五、四七〇MHz以下	六〇MHz以上 七五・二MHz未満	一五マイクロワット以下
五、六一〇MHz	五、七二五MHz以上 五、八〇〇MHz以下	一一五MHz以上 一九〇MHz以下	一五マイクロワット以下

注　fの単位は、MHzとする。

リ　イからチまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

別表第一号の表八の項無線局の欄6(1)を次のように改める。

(1)　5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するもの